

卷末資料

1. 第3次計画瀬戸市環境基本計画について（諮問）
2. 第3次瀬戸市環境基本計画について（答申）
3. 計画策定の組織
4. 計画策定の経過
5. 第2次計画のリーディングプロジェクトの取組状況
6. 施策の展開における環境指標の一覧
7. 重点環境施策の達成目標の一覧
8. SDGsとの関連性
9. 用語集

1. 第3次瀬戸市環境基本計画について（諮問）

2 瀬環第366号
令和2年7月16日

瀬戸市環境審議会会長 様

瀬戸市長 伊藤 保徳



第3次瀬戸市環境基本計画について（諮問）

このことについて、第3次瀬戸市環境基本計画の策定における基本的な考え方と盛り込むべき項目について、瀬戸市環境基本条例（平成13年瀬戸市条例第10号）第8条第3項の規定に基づき、貴委員会に諮問します。

2. 第3次瀬戸市環境基本計画について（答申）

令和 3年 3月 4日

瀬戸市長 伊藤保徳 殿

瀬戸市環境審議会
会長 千頭 聡

第3次瀬戸市環境基本計画について（答申）

令和2年7月16日付け瀬環第366号により諮問のありました、第3次瀬戸市環境基本計画の策定について、当審議会において慎重に審議した結果、別添のとおりとすることが適当であるとの結論に至りましたので、答申いたします。

なお、第3次瀬戸市環境基本計画の推進にあたっては、特に以下の付議事項に留意し、計画理念の実現に向けて、着実に施策の展開を図られたい。

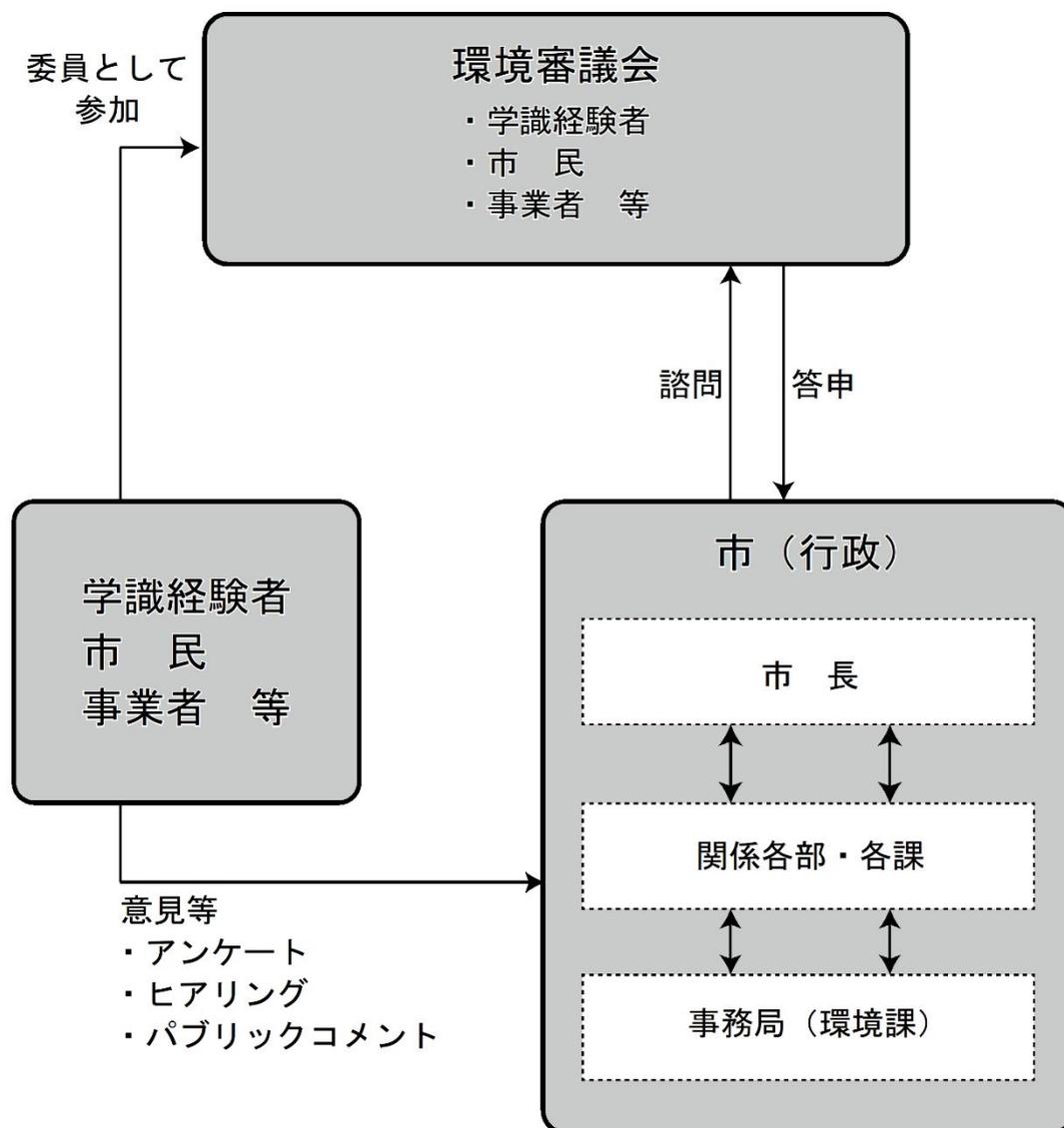
[付議事項]

1. 可能な限りの方法により、環境基本計画の普及啓発、推進に努めること。
2. 瀬戸市の優れた自然環境を保護し、保全するため、引き続き瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例に基づき特定地区の指定を進めること。
3. 持続可能なまちを実現するため、低炭素・脱炭素社会への転換に向けた施策を更に強化すること。
4. 計画の実現にあたり、市民・事業者・研究機関・行政等のパートナーシップが重要となるため、連携を強化し、環境情報を共有し多様な主体が一体となって協働に取り組み、本計画の掲げる施策の推進に努めること。
5. 学校・地域・家庭での環境教育・環境学習を効果的に連携させ、将来の瀬戸市の環境づくりの担い手となる次代の育成に努めること。
6. 計画の進行管理を着実に実施するとともに、市を取り巻く環境状況の変化に応じて、適宜、計画の見直しを行うこと。

以上

3. 計画策定の組織

(1) 策定体制



(2) 瀬戸市環境審議会委員名簿

	氏 名	職 名
会 長	千頭 聡	日本福祉大学国際福祉開発学部教授(環境計画・環境学習)
副会長	石川 良文	南山大学総合政策学部教授(環境政策学、地域経済学)
委 員	青山 清敏	市民公募委員
委 員	石橋 整司 (R1)	東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林・生態水文学 研究所所長
	安村 直樹 (R2)	
委 員	市川 春代	元瀬戸市環境基本計画見直し市民ワーキング会議委員、愛知 県地域環境保全委員
委 員	勝田 拓真 (R1)	瀬戸市小中学校長会 副会長 (瀬戸市本山中学校校長)
	中崎 毅 (R2)	瀬戸市小中学校長会 副会長 (瀬戸市水野中学校校長)
委 員	川瀬 秀之 (R1)	瀬戸市自治連合会 副会長
	伊藤 勉 (R2)	瀬戸市自治連合会 会長
委 員	栗田 悟	あいち海上の森センター 所長
委 員	鈴木 伸	瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議 会長
委 員	高野 雅夫	名古屋大学大学院環境学研究科地球環境科学専攻教授(地球 科学、資源エネルギー)
委 員	服部 富久美	瀬戸市ごみ減量推進会議 議長
委 員	平出 正孝	市民公募委員
委 員	山田 辰巳 (R1)	瀬戸商工会議所 専務理事
	高田 佳伸 (R2)	

(敬称略・五十音順)

4. 計画策定の経過

令和元年度（2019年度）	
令和2年（2020年） 1月27日～ 2月12日	市民・事業者アンケート調査の実施 市民 16歳（高校生）以上の市民／2000人 回収数 834件（回収率 41.7%） 事業者 市内で事業を営む事業所／200社 回収数 54件（回収率 27.0%）
令和2年度（2020年度）	
7月16日	令和2年度 第1回瀬戸市環境審議会 議事 (1) 第3次瀬戸市環境基本計画について（諮問） (2) 会長及び副会長の選任について (3) 令和元年度策定作業報告について (4) 第3次瀬戸市環境基本計画の策定概要について
9月25日	令和2年度 第2回瀬戸市環境審議会 議事 (1) 第1回審議会における主な意見 (2) 計画内容について 1) 計画理念と基本方針について 2) 施策の展開について 3) 重点環境施策について
11月13日	令和2年度 第3回瀬戸市環境審議会 議事 (1) 第2回審議会における主な意見 (2) 計画書（案）について
12月9日	政策会議 ・第3次瀬戸市環境基本計画（案）の説明
12月17日	市議会 全員協議会 ・第3次瀬戸市環境基本計画（案）の説明
12月18日～ 令和3年（2021年） 1月18日	パブリックコメント 意見 6通（35件）
1月27日～ 2月10日	令和2年度 第4回瀬戸市環境審議会（書面開催） 議事 (1) パブリックコメント手続きの結果について (2) 意見及び見解について

5. 第2次計画のリーディングプロジェクトの取組状況

(1) 豊かな自然を守るプロジェクト

推進手法	実施状況	達成状況	詳細
自然環境・生態系の”保護”と”保全”	○	自然環境の保護及び保全に関する新条例を制定し、その条例に基づいて、保護区域及び保全区域からなる特定地区を指定した。	平成24年10月1日に「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例」を施行し、専門家で構成される「瀬戸市特定地区自然環境調査委員会」の調査、議論を経て、令和元年10月1日に、「瀬戸市特定地区下半田川町蛇ヶ洞川エリア」において、特定地区（指定面積A=53.60ha）を指定した。
自然環境・生態系の区域的な調査	○	市全域を対象とした調査と特定地区候補地の詳細調査を実施した。	平成25、26年度に市全域を対象とした自然環境調査（既存文献調査、学識経験者等ヒアリング、現地踏査）を実施した後、平成28、29年度に特定地区を選定するために、特定地区候補地の詳細調査を行った。
地域住民や土地所有者の協働による自然環境の保全	△	特定地区の保護及び保全計画書を作成し、特定地区区内での保全活動に向けた準備を行った。	令和元年10月に「瀬戸市特定地区下半田町蛇ヶ洞川エリア 自然環境の保護及び保全計画書」を作成し、保全区域における保全活動について、地元の活動団体（瀬戸オオサンショウウオの会）などと調整を図っている。
自然環境についての情報の整理と提供	○	せと環境塾で環境講座を開催した。また、パートナーシップ型組織と共に観光資源の情報提供を行った。	生物多様性の保全に関するイベントとして、せと環境塾による環境講座を継続して行い、せと・まるっと環境クラブと協働して自然環境についての情報提供を行うとともに、岩屋堂ガイドブックを発行し、広く環境資源としてPRできた。

(2) 豊かな自然の魅力を活かすプロジェクト

推進手法	実施状況	達成状況	詳細
自然観光資源の魅力を発信と観光への活用	○	現地における散策道やサイン板の整備の他、岩屋堂のガイドブックを発行した。	岩屋堂地区において、平成25、26年度に園路整備、園地整備を行った他、樹名板などを設置した。また、平成28年2月に「せと・まるっと環境クラブ」、「自然ガイドボランティア」による岩屋堂ガイドブックを発行した。
自然ガイドボランティアの育成と支援	○	「自然ガイドボランティア育成講座」を実施した他、自然ガイドボランティアによる自然講座も実施した。	平成25～27年度の3ヶ年をかけて、「せと・まるっと環境クラブ」への委託による「自然ガイドボランティア育成講座」を開催した他、平成26～29年度にかけて、「せと環境塾」において、自然ガイドボランティアを講師とする岩屋堂での自然講座を実施した。

○：実施、実施中 △：一部、部分実施 ▲：実施に向けた検討・準備中 ×：未着手

(3) 安全・安心な「水」と魅力ある「食」をつくるプロジェクト

推進手法	実施状況	達成状況	詳細
安全・安心な水の確保	▲	新条例制定に向け、水道水源流域図などの確定作業を行ったが、条例制定にまでは至っていない。	平成 26 年度に新条例制定に向け、水道水源流域図などの確定作業を行ったほか、「水道事業経営戦略(H30 策定)」や「公共施設等総合管理計画(H28 策定)」などにより、水道施設の健全性の維持、耐震化や統廃合等、水源のあり方について検討を進めてるが、新条例制定までには至っていない。
農地を活用した市民交流や食育	○	「瀬戸農業塾」の開講や、小学校と連携した「教育ファーム事業」などを通じて農業体験と連動した食育を実施した。	平成 22 年 8 月から「瀬戸農業塾」を開講し、卒業生に再生農地を貸し出すなど、新規就農を支援した。また、平成 23 年度からは「教育ファーム事業」において、地域の農業や地産地消に関する授業を行うなど、農業体験と連動した食育を実施した。
道の駅「瀬戸しなの」を中心とした魅力ある「食」と「農」の展開	○	地元の農産物を活用した地産地消のメニューの開発やブランド化を実施した。	平成 23 年 3 月にオープンした道の駅「瀬戸しなの」では、登録生産者(245 名)による農産物の出荷や、レストランにおいて、瀬戸の豚など地元特産品を使用した地産地消メニューを展開している。

(4) 生活と産業の脱温暖化を目指すプロジェクト

推進手法	実施状況	達成状況	詳細
脱温暖化に向けた取組の支援と啓発	○	太陽光発電システムの設置補助や、せと環境塾での環境講座、市広報・HP などでの啓発を実施した。	平成 28 年度から「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金」を創設し、従来の住宅用太陽光発電施設に加え、HEMS やエネファームなどへ補助対象を拡大した。また、平成 24 年度からせと環境塾による、生態・エネルギーに関する環境講座を実施した。
環境産業・環境配慮型企業の起業や育成の支援	○	「省エネ講演会&環境取組発表会」の実施や、せと・しごと塾の卒業生を講師とした環境学習の提供などの事業支援を行った。	平成 26 年 2 月に、瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議による「省エネ講演会&環境取組発表会」など実施した。また、せと・しごと塾の卒業生を環境塾の講師として起用し、環境学習の提供とともに事業支援をした。

○：実施、実施中 △：一部、部分実施 ▲：実施に向けた検討・準備中 ×：未着手

(5) ごみのない循環型のまちを目指すプロジェクト

推進手法	実施状況	達成状況	詳細
ごみの減量と資源化の促進	○	粗大ごみの有料化などを実施した。	平成 23 年度から粗大ごみ収集の有料化、平成 24 年度から粗大ごみ処理券の取り扱いを実施した。
ごみ減量・資源循環に向けた取組の支援と啓発	○	パートナーシップ型組織の設置やごみ減量のイメージキャラクターによる啓発を実施した。	平成 24 年 4 月に、市民、自治会代表、事業者、市からなるパートナーシップ型組織として「瀬戸市ごみ減量推進会議」を設置した。また平成 24 年 11 月にごみ減量のイメージキャラクター「へらせっとくん」を誕生させ、ごみの減量や資源化に向けた啓発活動を実施した。
事業者・市民が納得できる産業廃棄物の処理	○	市民向け啓発講座の開催や、産業廃棄物等関連施設の適正な設置のための指針を策定した。	せと環境塾や資源リサイクルセンターによる市民向けの啓発講座を実施した他、平成 24 年 7 月に「産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針」を策定し、関連施設の設置に係る紛争の予防や調整などに備えている。
不法投棄をさせないための監視と連携	○	青色パトロールと連携した巡回活動の実施や、監視カメラの設置を行った。	平成 30 年 11 月に地域の青色パトロールと連携した巡回活動を 4 地区で実施した他、不法投棄が頻発する場所に監視カメラを設置するなど、不法投棄の抑止に努めている。

○：実施、実施中 △：一部、部分実施 ▲：実施に向けた検討・準備中 ×：未着手

(6) 環境を知り、まち全体が連携して取り組むプロジェクト

推進手法	実施状況	達成状況	詳細
せと環境塾を中心とした環境教育の展開	○	環境教育事業として、年に複数回、環境講座を実施した。	「せと環境塾」の展開・推進として、市環境課による環境教育事業において、年間に複数回（平成 30 年度は 20 回）の環境講座を実施した。
小・中・養護学校での魅力ある環境教育	×	環境学習用の教材づくり及びそれらの活用を当初想定していたが、教材の作成は未実施。	既存のコンテンツなどが広く普及しているため、新たな教材の作成は必要ないと判断した。
パートナーシップ型組織による連携づくり	○	市民及び事業者それぞれのパートナーシップ型組織が設立され、連携・協働による取組が行われた。	平成 24 年 3 月に市民と市とのパートナーシップ型組織である「せと・まるっと環境クラブ」を設立した他、平成 24 年 10 月に市民参加による「せと環境塾運営委員会（のち、せと環境塾運営協議会（H28.4））」を設立し、活発な活動を行うとともに、「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」と「せと・まるっと環境クラブ」が協働で清掃活動等を定期的に行うなどの連携を図った。
地域のつながりを活かした環境配慮	△	自治会等と協力して環境保全活動を実施したが、地域別環境配慮指針の作成は未着手。	自治会等と協力したタウンウォッチングや環境保全活動などは実施してきたが、地域ごとに特色を持たせた地域別環境配慮指針の作成については未着手である。
環境についての情報の共有	○	市環境課公式 FaceBook の開設、運用を実施するとともに、パートナーシップ型組織（市民・事業者）と情報交換を行った。	市環境課の公式 FaceBook を平成 25 年 3 月に開設し、平成 26 年 4 月に運用を開始した。また、パートナーシップ型組織（市民・事業者）と定期的に会議を開き、情報交換を行った。

○：実施、実施中 △：一部、部分実施 ▲：実施に向けた検討・準備中 ×：未着手

6. 施策の展開における環境指標の一覧

基本方針ごとに、取組の現状把握や進行管理に役立てるために、目標の方向性を示す環境指標を掲げています。

(1) 基本方針1:瀬戸の“しぜん”

項目	概要	現状と目標の方向性
保護・保全された森林の面積	現行法令による特別地域や保全地域が全国的に減少傾向にあるなか、本市においてはこれらの現状を維持するとともに、「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例」に基づく特定地区（保護・保全区域）を指定することにより、保護・保全された面積の拡大を目指します。	【現状】 ■保護された面積 ・ 国定公園・特別地域 1,899ha ・ 県自然環境保全地域 127.85ha ■保全された面積 ・ 国定公園・普通地域 498ha ・ 市特定地区（保護・保全区域） 53.6ha 合計：2,578.45ha 【目標の方向性】 数値向上
森林の総面積	森林の総面積の大きな減少を踏まえて、都市計画で、必要不可欠とされる開発を除き、現状を維持することを目指します。	【現状】 6,300ha 【目標の方向性】 現状維持
自然とのふれあい講座やイベント実施回数及び参加人数	自然とのふれあい講座やイベントなどを通じて、多くの市民が瀬戸のしぜんに親しみを持ってもらえるよう、数値を向上させることを目指します。	【現状】 ■市主催 40 講座／年、949 人／年 ■認定講座 7 講座／年、184 人／年 合計：47 講座／年 1,133 人／年 【目標の方向性】 数値向上

(2) 基本方針2:瀬戸の“暮らし”

項目	概要	現状と目標の方向性
環境基準の達成状況	<p>大気、河川の水質、道路交通の振動・騒音について、引き続き改善され、良好な環境を保つことを目指します。</p>	<p>【現状】</p> <p>■大気汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> • 二酸化硫黄 (環境基準) 達成 1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 • 浮遊粒子状物質 (環境基準) 達成 1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。 • 二酸化窒素 (環境基準) 達成 1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。 • 光化学オキシダント (環境基準) 未達成 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 <p>■河川水質汚濁 (環境基準) 関係分のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> • A 類型 水素イオン濃度(pH) 6.5 以上 8.5 以下 生物化学的酸素要求量(BOD) 2mg/L 以下 浮遊粒子状物質(SS) 25mg/L 以下 溶存酸素(DO) 7.5mg/L 以上 大腸菌群数 1,000MPN/100ml 以下 • C 類型 水素イオン濃度(pH) 6.5 以上 8.5 以下 生物化学的酸素要求量(BOD) 5mg/L 以下 浮遊粒子状物質(SS) 50mg/L 以下 溶存酸素(DO) 5mg/L 以上 大腸菌群数 基準値なし • D 類型 水素イオン濃度(pH) 6.0 以上 8.5 以下 生物化学的酸素要求量(BOD) 8mg/L 以下

項目	概要	現状と目標の方向性
		<p>浮遊粒子状物質(SS) 100mg/L 以下</p> <p>溶存酸素(DO) 2mg/L 以上</p> <p>大腸菌群数 基準値なし</p> <p>(測定地点ごとの達成状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸川(三郷橋)：D類型 全て達成 ・矢田川(本地大橋)：C類型 全て達成 ・水野川(東谷東橋)：C類型 全て達成 ・蛇ヶ洞川(蛇ヶ洞川橋)：A類型 大腸菌群数のみ未達成 <p>■道路騒音・振動 (環境基準値) 維持されることが望ましいとされる水準</p> <p>騒音：(昼間) 70dB (夜間) 65dB</p> <p>※振動の環境基準値は特に設けられていません。 (要請限度) 交通規制などを公安委員会へ要請することになる水準</p> <p>騒音：(昼間) 75dB (夜間) 70dB</p> <p>振動：(昼間) 65dB (夜間) 60dB</p> <p>(測定地点ごとの達成状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十軒町(国道 155 号) 全て達成 ・西原町(国道 363 号) 全て達成 ・山口町(国道 155 号) 全て達成 ・西古瀬戸町(国道 248 号) 要請限度は達成、環境基準は未達成 ・中水野町(県道 210 号) 全て達成 <p>【目標の方向性】 全ての項目で環境基準の達成を目指す</p>
<p>資源物を含む一般廃棄物の量</p>	<p>本計画に基づく施策などによって市民・事業者の理解が進み、資源物を含む一般廃棄物の量が減ることを目指します。</p>	<p>【現状】 41,488 t</p> <p>【目標の方向性】 数値減少</p>

項目	概要	現状と目標の方向性
家庭から回収される資源物の割合	啓発や制度改革などによって、家庭における資源循環を向上させることを目指します。	【現状】 18.3% ※資源物の割合＝資源物÷（家庭ごみ＋資源物）×100 【目標の方向性】 数値向上
「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金」の補助申請及び問い合わせ件数	「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金」の補助は予算の上限に合わせ交付数が限定されるため、問い合わせ件数を含めた市民のニーズを把握することにより、支援の拡大を目指します。	【現状】 実施数：63件／年 【目標の方向性】 数値向上

(3) 基本方針3:瀬戸の“ひとびと”

項目	概要	現状と目標の方向性
環境配慮に取り組んでいる事業所の数	「環境の保全及び創造に関する協定」の締結企業や環境配慮事業所の認定事業者を増やすことを目指します。	【現状】 115事業所 【目標の方向性】 数値向上
環境ビジネスに関連する情報発信回数	市のホームページなどを通じて、環境ビジネスに関する情報の発信回数を増やすことにより、環境ビジネスに取り組む企業の増加を目指します。	【現状】 未実施 【目標の方向性】 数値向上
「せと環境塾」等の実施数及び参加人数 (認定講座、イベント等含む)	「せと環境塾」等の取組を推進するとともに、環境に関心を持つ市民の数を増やすことを目指します。	【現状】 53講座、1,256人／年 【目標の方向性】 数値向上

7. 重点環境施策の達成目標の一覧

重点環境施策については、各種取組の進捗状況を適切に管理するために、具体的数値による達成目標を定めています。

(1) 重点施策1: 貴重な自然環境の保護・保全と身近な自然の保全・活用

項目	概要	現状値・目標値
市民との連携・協働による保全の取組	既存の特定地区及び新規に指定する特定地区における保護・保全活動の実施件数を増やすことを目標とします。	【現状値】 1 件 【目標値】 3 件以上
特定地区の指定箇所数	既存の 1 地区に加え、5 年で 1 地区（10 年で 2 地区）の特定地区を新規に指定することを目標とします。	【現状値】 1 地区 【目標値】 3 地区
身近な生態系の自然環境調査の実施	市民になじみのある身近な動植物を調査対象とした市民参加型の生息・生育調査を年 1 回以上（調査対象種は年 1 種程度とし、年ごとに対象種を変更）実施することを目標とします。	【現状値】 0 回 【目標値】 1 回／年以上

(2) 重点施策2: 再生可能エネルギーの活用促進

項目	概要	現状値・目標値
再生可能エネルギー促進のための新規補助金の導入件数	既存の「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金」に加え、新たな再生可能エネルギー促進のための新規補助金を創設することを目標とします。	【現状値】 0 件 【目標値】 1 件以上
再生可能エネルギー普及のための啓発講座の実施件数	大学などの学術・研究機関や事業者と連携して、市民や事業者向けの啓発講座を開催することを目標とします。	【現状値】 0 回／年 【目標値】 1 回／年以上

(3) 重点施策3:多様な主体の連携強化と環境教育・環境学習の充実

項目	概要	現状値・目標値
パートナーシップ型組織の参加数（市民）	パートナーシップ型組織による取組をさらに発展させるため、参加する市民の数を増やすことを目的とします。	【現状値】 59人 【目標値】 100人以上
パートナーシップ型組織の参加数（事業者）	パートナーシップ型組織による取組をさらに発展させるため、参加する事業者の数を増やすことを目的とします。	【現状値】 57事業者 【目標値】 100事業者以上
オンラインを活用した講座の実施	従来のフィールドワークによる環境講座に加え、参加者数の増大や参加者層の拡大を目指し、天候不良や感染症拡大等の予期せぬ事態に対応したオンライン講座による安定的な環境講座を実施することを目標とします。	【現状値】 0講座／年 【目標値】 2講座／年以上

8. SDGsとの関連性

SDGsとは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで、地球上の誰一人として取り残さず、持続可能な世界を実現するための目標として採択された、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。本計画では、基本方針ごとに対応すべきSDGsの目標（17のゴール）を関連づけています。

◎が関連性のある項目

アイコン	ゴールの内容	基本方針1 瀬戸の“しぜん”	基本方針2 瀬戸の“くらし”	基本方針3 瀬戸の“ひとびと”
	ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる			
	ゴール2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する			
	ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		◎	
	ゴール4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	◎	◎	◎
	ゴール5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う			
	ゴール6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	◎	◎	
	ゴール7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		◎	◎
	ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	◎		◎

アイコン	ゴールの内容	基本方針1 瀬戸の“しぜん”	基本方針2 瀬戸の“くらし”	基本方針3 瀬戸の“ひとびと”
	ゴール9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		◎	◎
	ゴール10 各国内及び各国間の不平等を是正する			
	ゴール11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	◎	◎	
	ゴール12 持続可能な生産消費形態を確保する		◎	◎
	ゴール13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		◎	
	ゴール14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する			
	ゴール15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	◎		
	ゴール16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する			
	ゴール17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	◎	◎	◎

参考：総務省ホームページ

9. 用語集

ア行

■アセスメント

もともとは「評価」や「査定」などを意味する言葉ですが、環境分野では、開発事業が環境にどのような影響を与えるかを事前に調査し、予測・評価する「環境アセスメント（環境影響評価）」の手続きを指すことが一般的です。

法律や条例などにより一定規模の開発にはアセスメントが必要であることが定められています。本市では産業廃棄物等関連施設の設置の際に、事業に伴う影響の調査と予測・評価を掲載した環境保全計画書の提出を義務付ける条例があります。

■一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）で廃棄物として扱われるもののうち、産業廃棄物以外のものをいいます。主に、家庭などから出るごみで、市民の日常生活から出るし尿・ごみ・粗大ごみなどがこれにあたります。

■エコツーリズム、エコツアー

自然環境や歴史・文化を体験したり、学んだりしながら、地域の自然環境や歴史・文化の保全に責任を持つという観光の考え方が、エコツーリズムです。また、そのような考え方を具体化したツアー（観光旅行）をエコツアーと呼びます。

■エコドライブ

二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減、省エネ

ルギーを意識した運転のしかたをいいます。主なものとして、アイドリングストップ（停車時のエンジン停止）や経済速度（ガソリンを効率的に使うことができる速度）の維持、急発進・急加速・急ブレーキを控えることなどが挙げられます。

■温室効果ガス

大気（地球を取り巻く気体）を構成する気体で、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果（太陽からの熱を地球の表面に留めておく効果）をもたらす気体の総称です。主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがあり、二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスとされています。

カ行

■外来生物

もともと日本にいなかった生き物で、人間によって外国から持ち込まれた生物のことをいいます。生命力旺盛なものや毒をもったものも多く、在来種（もともと日本にいた生物）の生態系を乱すことが問題となっており、地域の生活や農林業への影響が心配されています。本市でもアライグマやヌートリア、オオキンケイギクなどがみられます。

■環境教育

環境の保全についての理解を深めるために行われる教育や学習をいい、持続可能な生活様式や社会経済システムを実現するために、環境への関心や環境に対する責任と役割、環境保全活動に参加する態度、環境問題の解決に必要な能力・

人材を育てることを目指して行われるものです。幼児から高齢者まで、さまざまな年齢に対応しつつ、学校・地域・家庭・職場などの多様な場での連携を図りながら、総合的に推進することが重要とされています。

■環境基準

環境基本法に基づいて、「維持されることが望ましい基準」として、国が定める行政上の政策目標です。人の健康などを維持するための最低限度ではなく、より良い環境のために、積極的に目標として掲げられるもので、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音などについて定められています。

■環境産業

産業活動を通じて、環境の保全に役立つ製品・サービスの提供や、社会経済活動を環境配慮型のもに変わっていく上で役立つ技術・システムなどを提供する産業をいい、企業の経済活動と、自然環境の保護・保全や資源循環、温暖化防止などの環境に対する取組とが一体となって行われることが期待されています。

■環境の保全及び創造に関する協定

瀬戸市環境基本条例に基づいて、事業者と市が、公害の未然防や環境負荷の低減、持続可能な社会づくりを目指して締結する協定です。

平成20年(2008年)には「瀬戸市環境の保全及び創造に関する協定取扱規程」を定めて、様々な業種の企業との協定締結を進めています。

■気候変動枠組条約

平成4年(1992年)に採択され、平成6年(1994年)に発効された条約で、正式名称は

「気候変動に関する国際連合枠組条約」といいます。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として掲げ、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことを各国が合意したものです。日本では、平成9年(1997年)に京都で「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」が開催され、先進国の拘束力のある削減目標を定めた「京都議定書」が発効されました。

■クールビズ

夏期に環境省が中心となって行われる環境対策などを目的とした衣服の軽装化キャンペーン、もしくはその方向にそった軽装のことを示す造語で、平成17年(2005年)4月に行われた環境省の一般公募によって選ばれたものです。

■公害

事業活動やその他の人の活動に伴って、相当範囲にわたって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることと定義されており、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7つが「典型七公害」と呼ばれています。また、騒音、振動、悪臭の3つについては、日常生活において、感覚的・心理的な被害をおよぼす「感覚公害」と呼ばれています。

■光化学オキシダント

工場・事業所や自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽の紫外線を受けて変質してできたオゾンやアルデヒドなどの物質の総称で、光化学スモッグの原因となる物質をいいます。

サ行

■里山

集落に近く、農林業などの人の活動を通して自然が形成・維持されてきた山をいい、希少な生物の生息地となっていることがあり、生物の保護や景観の維持が必要な場合は、人の手による管理・保全作業の欠かせない自然の一つです。本計画では、市内の広葉樹二次林のうち、希少な生物の保護や景観の維持のための管理・保全作業が必要と判断される自然を、里山と定義します。

■産業廃棄物

商業や工業などの事業活動から出る廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）では燃えがらや汚泥、廃油、廃プラスチック、ゴムくずなど約 20 種類が定義されています。

■産業廃棄物等関連 2 条例

本市が定めている「瀬戸市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例」と「瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」の 2 つの条例のことで、産業廃棄物等関連施設を適切に運用することや施設の設置にあたって周辺住民に計画を説明することなどを定めています。

■資源リサイクルセンター

家庭から出る缶やびん、ペットボトルなどの資源を持ち込むことのできる本市の公共施設です。東吉田町にあり、ごみの減量と資源化を促進するための業務や展示などを行っています。

■循環型社会

製品などが廃棄物になることを抑制したり、不要になった製品などを資源として循環して利用したりすることによって、石油や木材などの天然資源の消費を抑え、環境への負荷が低減された社会のことをいいます。

■食育

「食」に関する判断力の育成や健全な食生活、心身の健康、豊かな人間形成などを目的として行われる教育の一つです。平成 17 年（2005 年）に定められた「食育基本法」では、生きる上での基本で、教育の三本柱である知育・徳育・体育の基礎となるものと位置付けられています。

■再生可能エネルギー

技術的に実用化段階に達しつつあるものの、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なものをいい、太陽光や風力、バイオマスを利用した発電や、太陽熱、雪氷熱利用などがこれにあたります。

■生態系

食物連鎖などを通じた生物どうしの相互関係と、生物とそれを取り巻く環境との相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念をいいます。

■生物多様性

①地球上に様々な生態系が存在すること、②様々な生物の種どうして様々な差異が存在すること、③一つの生物の種の中にも様々な差異が存在すること、の 3 つを内容とする概念で、平成 20 年（2008 年）に定められた生物多様性

基本法では、生物多様性の恵みは人類存続の基盤であり、国・地域の固有の財産であるとされています。

■生物多様性条約

平成4年（1992年）に採択され、平成5年（1993年）に発効された条約で、正式名称は「生物の多様性に関する条約」といいます。生物多様性の保全や、多様性を構成する要素の持続可能な利用と遺伝資源の利用による利益の公正・衡平な配分を目的とした条約です。日本では、平成22年（2010年）に名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」が開催され、そこで定められた「愛知目標」は令和2年（2020年）に目標年を迎え、達成状況などの検証が行われました。

■せと環境塾

市民ワーキング会議から提案された事業で、既に環境教育に取り組んできた関係者との連携によってプログラムを体系的・計画的に整理して、環境教育や環境保全活動への参加を充実させる取組です。現在は、一般または親子などを対象とした学習講座やエコツアーなどを開催していますが、将来的には知識・経験を得るだけでなく、活動や行動のできる“人づくり”を目指していくものです。

■せと環境にやさしい事業所認定制度

省エネルギーや省資源、廃棄物の適正処理など、日々の事業活動の中で、環境にやさしい取組を行っている事業所を瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議が審査し、市長が「環境にやさしい事業所」として認定する制度です。本制度の主旨の一つは、事業所の事業活動における環境

に配慮した取組をピックアップし、それを広く周知することです。

■せと・しごと塾

平成20年度（2008年度）から実施している事業で、地域のニーズや課題をビジネスの手法によって解決するコミュニティビジネスの創業を目指す市民に対して、創業に必要な知識や実務を学ぶ機会を提供し、創業を支援するものです。瀬戸商工会議所や大学、地元企業、金融機関など地域が一体となって起業者を支援しています。

夕行

■脱温暖化

温室効果ガスの削減など、温暖化防止に向けた対策を進める活動などをいいます。

■第6次瀬戸市総合計画

市政における最上位の方針である「基本構想」と、それを実現するための総合的な施策体系を示す「基本計画」、中期的な視点からの施策の実施計画である「中期事業計画」からなる最上位の計画であり、市が携わるすべての分野における主要な施策の長期的な方針を示すものです。（平成29年（2017年）年3月策定）

■地域新電力

環境省では、地方自治体の戦略的な参画・関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者を「地域新電力」と呼んでいます。

全国的には、太陽光発電や小水力発電など、地域資源（再生可能エネルギー）を活用した取組

事例が増えています。

■地産地消

地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することをいいます。

産地から消費までの距離が短くなることで、商品に親近感が持てたり、鮮度が保たれたりするほか、運搬コストなどが改善され、商品の魅力向上や農林水産業の活性化につながります。また、運搬時に発生する温室効果ガスの削減にも役立ちます。

■都市型水害

近年多発する集中豪雨などにより、地表がアスファルトやコンクリートで舗装された都市部において、水が浸透、吸収することができず、下水管や雨水管の処理能力を超える水が流入したと時に発生する道路の冠水、住宅・地下施設等への浸水被害のことです。

ナ行

■二次林

広義には、原生林が伐採や災害などにより破壊された後に、自然に、または人為的に再生された森林をいいます。広葉樹によって構成される狭義の二次林（広葉樹二次林）と、人為的に針葉樹が植林された針葉樹人工林とがあります。

■二酸化硫黄（SO₂）

亜硫酸ガスともいい、硫黄分を含む石油や石炭などの燃焼によって発生する物質です。四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因ともなる物質です。

■二酸化窒素（NO₂）

赤褐色の気体で、工場や自動車などで物が燃焼する過程で発生する物質です。二酸化窒素に代表される窒素酸化物は、太陽の紫外線によって変質し、光化学オキシダントの発生の原因にもなります。

■ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のことです。

ハ行

■パートナーシップ型組織

市民・事業者と市が協力関係のもとで、協働・連携して公益的な事業を行うための組織です。前計画のプロジェクトにも位置付けられており、平成19年度（2007年度）には事業者と市によるパートナーシップ型組織として「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」が設立されています。また、平成21年度（2009年度）には、市民のパートナーシップ型組織として、自然環境や資源循環などに対する学びの機会の提供を目的とした「せと・まるっと環境クラブ」が設立されました。

■バイオマス

家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなど、再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたものをいいます。廃棄される紙や家畜排泄物などを原料とした燃焼・発電や、メタンを燃料とした新エネルギーなどとして使われています。

また、バイオマスの発生から利用を、効率的・総合的に結び、安定・適正にバイオマスの利活用が行われている地域を目指して策定される構想をバイオマスタウン構想といい、多くの市町村などで構想の策定や取組みが進められています。

■不法投棄・不法焼却

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）に違反して、適切な処理施設以外で廃棄物の投棄や焼却を行うことをいいます。個人によるごみのポイ捨てから周辺地域に深刻な環境汚染をもたらす大規模な産業廃棄物投棄まで、規模も種類もさまざまですが、廃棄物処理法では、5年以下の懲役と1,000万円以下の罰金のどちらか、または両方が科せられる犯罪として規定されています。

■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が10 μ m（マイクロメートル： μ m=100万分の1m）以下のものをいいます。

■ポータルサイト

インターネットの入口または玄関口にあたる商用のウェブサイトのことを指します。主にサーチエンジン（検索ページ）やリンク集、ニュース配信などのサービスを提供しています。

ラ行

■リデュース（発生抑制）

「減らす」を意味する英語で、ごみ・廃棄物の発生自体を抑え、減らすことをいいます。

■リユース（再使用）

「再使用」を意味する英語で、使用されなくなった製品や部品、容器等をそのままの形で再び使用することをいいます。

これに対して、リサイクルは、不要品などをそのままの形ではなく、他の製品の原料や燃料などの資源として再び使用することをいいます。

■連携・協働

「連携」は「互いに連絡をとり協力して物事を行うこと」、「協働」は「同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと」と定義されています。「連携」も「協働」も、「同じ目的を共有する複数の人たちが協力して物事を行う」という意味では共通していますが、「連携」の方がより広義の場合で使われることが多く、「協働」は、ひとつの事柄に対し、一緒に協力して成し遂げる意味合いがより強い言葉となっています。

A～Z

■BOD（生物化学的酸素要求量）

水の汚れを表す指標のひとつで、好気性微生物（酸素が存在する条件下でのみ生存できる微生物）が一定時間中に水中の有機物（汚物などの汚れ）を酸化・分解する際に消費する溶存酸素（水中に溶け込んでいる酸素）の量（単位：mg/ℓ）で示します。BODの値が大きいほど、水質が汚れているといえます。

水の汚れを表す指標には他にも、COD（化学的酸素要求量。過マンガン酸カリウム等の酸化剤が、一定時間中に水中の有機物を酸化・分解する際に消費する溶存酸素の量）やpH（水素イオン濃度。水溶液の酸性・アルカリ性の度合

いを示す数値)、SS(浮遊物質量。水中に浮遊している物質の量)、DO(溶存酸素量。水中に溶けている酸素の量)などがあります。

■COP(条約締約国会議)

国際的な条約の締約国で構成される会議で、国家間の取り決めなどを話し合う会議です。日本では、平成9年(1997年)に京都で開催された「第3回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)」や、平成22年(2010年)に名古屋市で行なわれた「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」などがあります。

■ESG投資

従来の財務情報だけでなく、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)要素も考慮した投資のことです。

■SDGs(エスディージーズ)

「持続可能な開発目標」のことで、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標のことです。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

■SNS

(ソーシャルネットワーキングサービス)

登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことです。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケ

ーションを可能にしています。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきました。

■HEMS

(ホームエネルギーマネジメントシステム)

家庭内で多くのエネルギーを消費するエアコンや給湯器を中心に、照明や情報家電まで含め、エネルギー消費量を可視化しつつ積極的な制御を行うことで、省エネやピークカットの効果を狙う仕組みです。

■ZEH

→「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」参照